2019年10月28日

財務省　御中
財務大臣　麻生　太郎殿

厚生労働省交渉　実行委員会

（連絡先・東京）全国一般労働組合東京南部・ケアワーカー連絡会
℡03-6453-7858　Fax03-6453-7857
担当：池内顕典（090-6518-2406　　nugw3434ike@yahoo.co.jp）
（連絡先・大阪）介護・福祉総がかり行動
大阪社会保障推進協議会（osakasya@poppy.ocn.ne.jp）
安心できる介護を！懇談会(Fax06-6583-1122)

要請書

平素より国家財政のためにご尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、私たちは介護保険制度・障がい者総合支援制度が、何よりも利用する当事者にとって、より良いものへと改革されることを願っております。そのためにも介護・福祉に携わる労働者・事業者が、誇りをもって働き、安定的に事業を営める制度を求めて、日々現場で介護に携わる当事者、及び関係者の集まりです。この度、介護保険報酬見直しについて財務省も関与しているとの情報を得ております。社会保障費の削減は財政健全化するどころか国民生活の悪化につながり結果として国の財政悪化につながると私たちは危機感をいだいております。下記の通り　要望いたしますのでご検討ください。

社会保障関係費抑制策を転換し、介護充実の財政支出を求める要望

１　社会保障の改善・充実に必要な財政支出を行うこと。「社会保障関係費を高齢化による増加分に相当する伸びに抑える」という抑制方針により、実際には高齢化による増加分も抑えつけ、必要な介護が受けられなくなっているので、これを改めること。

社会保障関係費削減と消費税増税によるプライマリーバランスの「黒字化」でなく、医療・介護・福祉・子育て等に大胆な財政出動を行い、人びとの暮らしを豊かにする経済政策へと抜本的転換を図ること。

２　深刻な介護人材確保困難を解消するため、①介護従事者全員対象　②全産業平均の賃金額を保障　③全額国庫負担の　実効ある処遇改善策を行うための財政措置を講じること。介護労働者処遇改善は、介護報酬とは別建ての交付金とし、その全額が確

実に賃金等改善に充当することが検証できる制度とすること。
　また、差別分断・低賃金固定化につながる「介護職員等処遇改善加算」は介護従事者に公平配分が可能な制度に直ちに改めること。

３　介護労働者の処遇改善加算について、介護サービス利用者への負担に転嫁させるのではなく人件費として介護報酬加算に含めない必要な財政措置を講ずること。利用者負担原則２割化やケアマネジメントへの利用者負担導入など負担増の検討を中止すること。

４　自治体を介護給付抑制に駆り立てる保険者機能強化推進交付金は廃止すること。調整交付金を財政インセンティブに利用しないこと。当面国庫負担金は介護給付の５０％へと引き上げること。

５　要介護１、２の「生活援助サービス等」の保険給付外し・地域支援事業移行を行わないこと。すでに地域支援事業に移行している要支援１、２のホームヘルプサービス・デイサービスについて住民ボランティア移行を強要せず、従来相当のサービスを保障し、予防給付に戻すための財政措置を講じること。